

徳島県公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項の規定により次の者を認定したので、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年五月十三日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

運転免許取得者等教育を行う者の名称及び住所	代表者氏名	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定年月日
株式会社北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	佐藤将春	北島自動車学校 板野郡北島町鯛浜字中須八番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和四年五月十三日
株式会社阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	足立桂三	阿北自動車教習所 阿波市吉野町柿原字植松二百三番地三	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和四年五月十三日
株式会社阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	酒井一誠	阿波自動車学校 阿波市阿波町東条百八十番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則第一条第三号に掲げる課程	高齢者講習同等課程	令和四年五月十三日